

金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明

この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しする書面です。

この書面をよくお読みください

○当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の財産と分別し、記帳及び振替を行います。

手数料など諸費用について

- ・有価証券や金銭を当社の口座でお預かりする場合には、料金を頂戴いたしません。
- ・上記のほか、株式、優先出資証券、投資証券、ETFを他社へ口座振替する場合は裏面に記載の株式等の口座振替手続料をいただきます。

この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・この契約に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

金銭・有価証券等の預託、記帳及び振替に関する契約の概要

当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の固有財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の固有財産と分別して記帳及び振替を行います。株券、優先出資証券、投資証券、ETF等を他社へ預け替える場合は、預け替え手数料が必要となります。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社では、証券取引口座を設定していただいた上で、有価証券の売買等の注文を受付けております。

この契約の終了事由

- 当社の各種約款に掲げる事由に該当した場合(主なものは次のとおりです)は、この契約は解約されます。
- ・お客様から解約の通知があった場合
 - ・この契約の対象となる財産の残高がないまま、相当の期間を経過した場合
 - ・お客様が当社の各種約款の変更に同意されない場合

株式等の口座振替手数料について

2019年10月1日より適用

株式等の 口座振替手続料	1銘柄あたり	
	・ 1売買単位以下の場合	1,100円
	・ 2売買単位以下の場合	1,650円
	・ 3売買単位以下の場合	2,200円
	・ 4売買単位以下の場合	2,750円
	・ 5売買単位以下の場合	3,300円
	・ 6売買単位以下の場合	3,850円
	・ 7売買単位以下の場合	4,400円
	・ 8売買単位以下の場合	4,950円
	・ 9売買単位以下の場合	5,500円
	・ 10売買単位以下の場合	6,050円
・ 10売買単位超の場合		一律6,600円

※複数の銘柄を口座振替する場合、銘柄ごとの売買単位数に応じた手続料をいただきます。

※上記金額は消費税相当額を含みます。

当社の概要

商 号 等 岡三にいがた証券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第169号

本店所在地 〒940-0062 新潟県長岡市大手通一丁目5番地5

加入協会 日本証券業協会

指定紛争解決機関 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

資 本 金 852百万円

主 な 事 業 金融商品取引業

設 立 年 月 昭和19年3月

連 絡 先 本店0258-35-0290又はお取引のある営業店にご連絡ください。